

# 一管区水路通報第21号

令和8年6月5日

第一管区海上保安本部

第293項	北海道南岸	函館港	ヨットレース
第294項	北海道南岸	恵山岬	灯台復旧
第295項	北海道南岸	室蘭港	水難救助訓練
第296項	北海道南岸	白老港南南西方	魚礁設置作業
第297項	北海道南岸	苫小牧港南東方	魚礁設置作業
第298項	北海道南岸	釧路港及び付近	海洋調査
第299項	北海道南岸	釧路港	深淺測量
第300項	北海道西岸	礼文島	岸壁改良工事
第301項	北海道西岸	天塩港	掘下げ作業
第302項	北海道西岸	天売島～焼尻島	海底ケーブル点検作業
第303項	北海道西岸	石狩湾港	航路標識点検作業
第304項	北海道西岸	小樽港	海上行事
第305項	北海道西岸	岩内港	水深について
第306項	北海道西岸	岩内港	物揚場改良工事
第307項	北海道西岸	寿都港	岸壁改良工事等

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先  
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係  
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)  
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について  
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

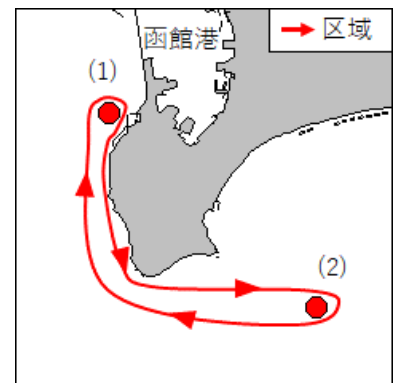
URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>



8年293項 北海道南岸 — 函館港、第6区及び付近 ヨットレース

下記区域で、ヨットレースが実施される。

期 間	令和8年6月21日(予備日28日) 0900~1500
区 域	下記2地点間 (1) 41-46-23N 140-41-34E (スタート・ゴール地点) (2) 41-44-00N 140-45-00E (折返し地点)
備 考	上記2地点に浮標を設置 警戒船配備
海 図	W6-W9
出 所	函館港長



8年294項 北海道南岸 — 恵山岬 灯台復旧

一管区水路通報8年20号272項削除

下記灯台は、復旧している。

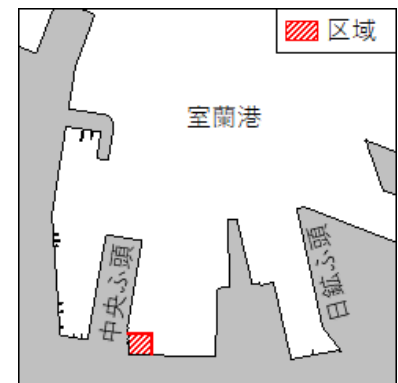
灯台名称	恵山岬灯台
位 置	41-48.9N 141-11.0E
備 考	同位置に設置されていた仮灯は撤去されている
海 図	W1159-W10-JP10
参照書誌	411 0039番
出 所	函館海上保安部



8年295項 北海道南岸 — 室蘭港、第1区 水難救助訓練

図に示す区域で、潜水士による水難救助訓練が実施される。

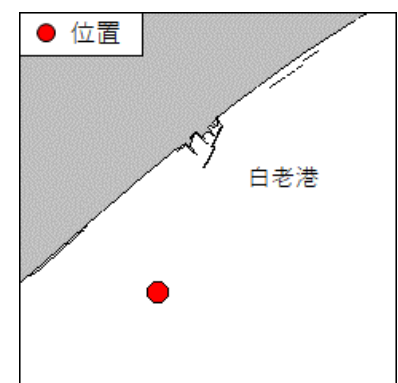
期 間	令和8年6月16日、17日(予備日18日、19日) 0845~1145 23日、24日(予備日25日、26日) 1815~2030
備 考	潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図	W16
出 所	室蘭港長



8年296項 北海道南岸 — 白老港南南西方 魚礁設置作業

下記位置で、作業船による魚礁の設置作業が実施される。

期 間	令和8年6月15日~9月30日 日出~日没
位 置	下記地点付近 42-27.6N 141-17.6E
備 考	円筒型魚礁(高さ 約3.0m、96基)及び 鋼製魚礁(高さ 約10.0m、2基)を設置
海 図	W1034
出 所	室蘭海上保安部



8年297項 北海道南岸 ー 苫小牧港南東方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和8年6月25日～9月30日 日出～日没

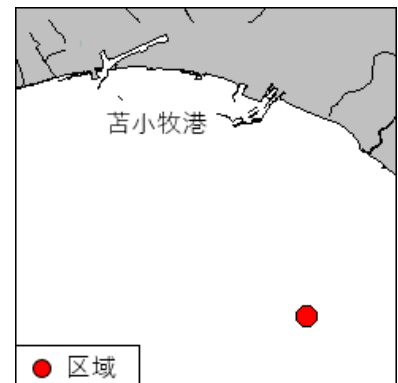
区 域 下記地点付近

42-25-24.2N 141-51-13.0E

備 考 六角柱型魚礁(高さ 約1.6m、190基)を設置

海 図 W1034-JP1034

出 所 苫小牧港長



8年298項 北海道南岸 ー 釧路港及び付近 漁業資源調査

下記位置で、作業船による漁業資源調査が実施される。

期 間 令和8年7月1日～31日のうち1日 0400～1500

位 置 下記12地点

(1) 42-59.6N 144-21.2E

(2) 42-59.3N 144-20.9E

(3) 42-59.0N 144-20.7E

(4) 42-59.5N 144-16.5E

(5) 42-59.1N 144-16.7E

(6) 42-58.6N 144-17.0E

(7) 42-59.3N 144-12.8E

(8) 42-58.8N 144-13.0E

(9) 42-58.2N 144-13.2E

(10) 42-58.4N 144-09.1E

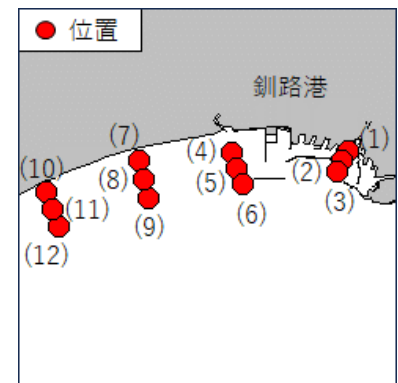
(11) 42-57.9N 144-09.4E

(12) 42-57.4N 144-09.6E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W31-W1032-JP1032

出 所 釧路港長



8年299項 北海道南岸 ー 釧路港 深浅測量

下記区域で、作業船による深浅測量が実施される。

期 間 令和8年6月10日～7月30日 日出～日没

区 域 下記6地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 42-59-37N 144-21-27E (岸線上)

(2) 42-58-59N 144-21-39E

(3) 42-58-32N 144-21-26E

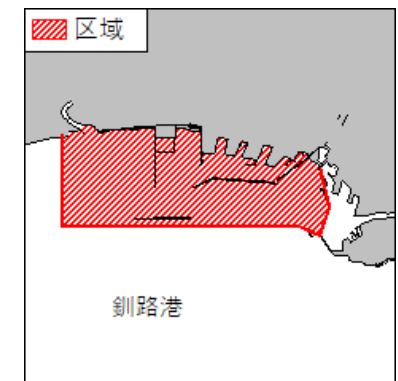
(4) 42-58-41N 144-21-00E

(5) 42-58-41N 144-15-48E

(6) 43-00-09N 144-15-48E (岸線上)

海 図 W31

出 所 釧路港長



8年300項 北海道西岸 — 礼文島、船泊港 岸壁改良工事

下記区域で、作業船及び潜水士による岸壁改良工事が実施されている。

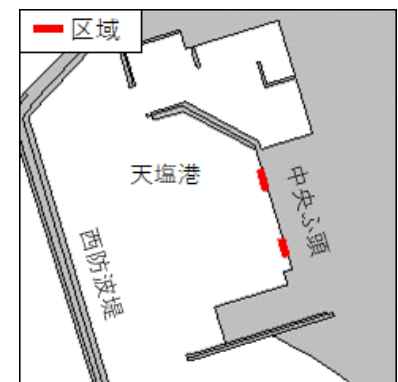
期 間	令和8年12月25日まで 日出～日没
区 域	下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域 (1) 45-27-02.7N 141-02-07.0E (2) 45-27-00.1N 141-02-07.0E (3) 45-27-00.1N 141-02-01.5E (4) 45-27-02.7N 141-02-01.5E
備 考	潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
海 図	W1043(分図「船泊港」)
出 所	稚内海上保安部



8年301項 北海道西岸 — 天塩港 掘下げ作業

図に示す区域で、作業船による掘下げ作業が実施されている。

期 間	令和8年7月31日までのうち1日 日出～日没
海 図	W40A(天塩港)
出 所	稚内海上保安部

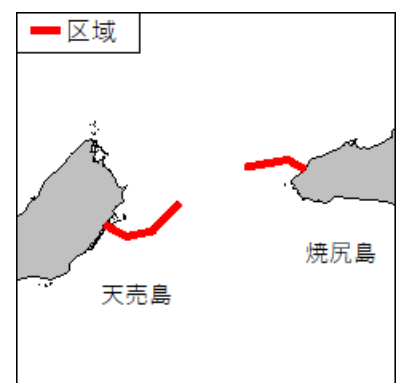


8年302項 北海道西岸 — 天売島～焼尻島 海底ケーブル点検作業

下記区域で、作業船及び潜水士による海底ケーブル点検作業が実施される。

期 間	令和8年6月15日～8月1日のうち20日 日出～日没
区 域	1 下記3地点を結ぶ線上付近 (1) 44-26-11N 141-23-06E (2) 44-26-18N 141-22-49E (3) 44-26-13N 141-22-07E 2 下記4地点を結ぶ線上付近 (4) 44-25-33N 141-19-49E (5) 44-25-24N 141-20-11E (6) 44-25-28N 141-20-36E (7) 44-25-48N 141-21-03E

備 考	潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚 警戒船配備 作業区域を黄色浮標で標示
海 図	W40B
出 所	留萌海上保安部



8年303項 北海道西岸 — 石狩湾港 航路標識点検作業

下記位置で、作業船及び潜水士による航路標識の点検作業が実施される。

期 間 令和8年6月15日～令和9年3月31日のうち8日 日出～日没

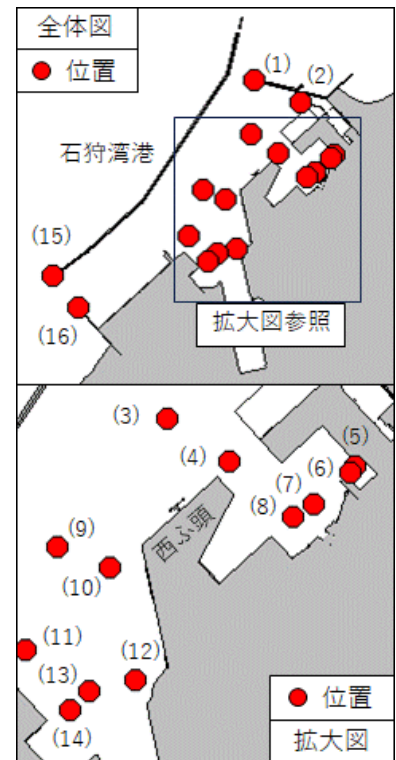
位 置 下記16地点

- (1) 43-13-22N 141-17-32E
- (2) 43-13-12N 141-18-02E
- (3) 43-12-57N 141-17-30E
- (4) 43-12-48N 141-17-47E
- (5) 43-12-47N 141-18-23E
- (6) 43-12-45N 141-18-21E
- (7) 43-12-39N 141-18-11E
- (8) 43-12-36N 141-18-05E
- (9) 43-12-30N 141-16-59E
- (10) 43-12-26N 141-17-14E
- (11) 43-12-09N 141-16-50E
- (12) 43-12-03N 141-17-21E
- (13) 43-12-00N 141-17-08E
- (14) 43-11-57N 141-17-03E
- (15) 43-11-50N 141-15-23E
- (16) 43-11-35N 141-15-40E

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



8年304項 北海道西岸 — 小樽港、第2区 海上行事

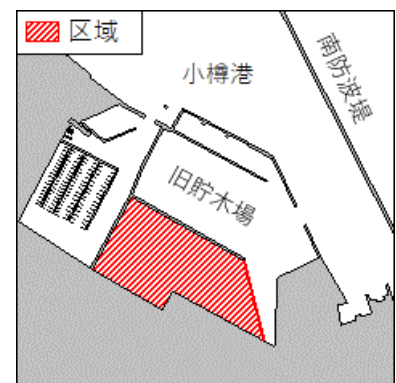
図に示す区域で、マリンスポーツ実習が実施される。

期 間 令和8年6月12日 0900～1500

備 考 警戒船配備

海 図 W5

出 所 小樽港長



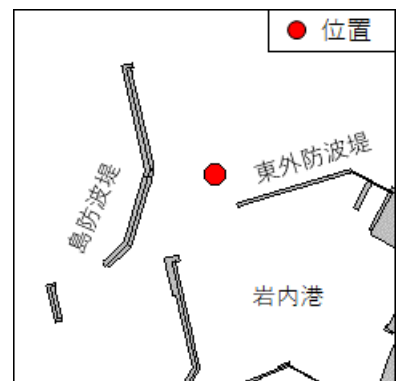
8年305項 北海道西岸 — 岩内港 水深について

報告によれば、令和8年6月3日0600頃、下記位置において喫水5.3mの船舶が座礁したという。

位 置 43-00-00.3N 140-30-41.7E 付近

海 図 W39 (岩内港)

出 所 第一管区海上保安本部



8年306項 北海道西岸 — 岩内港 物揚場改良工事

下記区域で、物揚場改良工事が実施されている。

期 間	令和9年1月15日まで
区 域	下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域 (1) 42-59-02.0N 140-30-46.3E (岸線上) (2) 42-59-02.3N 140-30-46.2E (3) 42-59-05.0N 140-30-52.2E (岸線上)
海 図	W39(岩内港)
出 所	第一管区海上保安本部



8年307項 北海道西岸 — 寿都港 岸壁改良工事等

下記区域で、岸壁改良工事及び地盤改良工事が実施されている。

期 間	令和9年1月15日まで
区 域	1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域 (1) 42-47-38.1N 140-14-13.8E (岸線上) (2) 42-47-39.8N 140-14-12.8E (3) 42-47-40.4N 140-14-14.8E (4) 42-47-38.9N 140-14-15.8E (岸線上) 2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域 (5) 42-47-53.6N 140-14-03.4E (岸線上) (6) 42-47-52.4N 140-14-01.6E (7) 42-47-53.7N 140-14-00.1E (8) 42-47-54.8N 140-14-01.8E (岸線上)
海 図	W22(分図「寿都港」)
出 所	第一管区海上保安本部

